

平成28年度（2016年度）  
吹田市地域包括支援センター運営計画

吹田市福祉部高齢福祉室

## 1 地域包括支援センターを取り巻く状況

### (1) 高齢化の急速な進行

吹田市の人口は、平成28年（2016年）3月末現在で367,510人、前年度（362,899人）と比較して4,611人増加しており、65歳以上の高齢者人口は前年同月比2,387人増の84,636人（高齢化率23.0%）となっています。

地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）担当地域における6ブロックの高齢化率は、高い順からJR以南地域29.4%（10,262人）、千里ニュータウン・万博・阪大地域29.2%（19,502人）、片山・岸部地域23.9%（12,843人）、山田・千里丘地域21.4%（20,025人）、千里山・佐井寺地域18.8%（10,064人）、豊津・江坂・南吹田地域18.4%（11,940人）となっています。

平成26年度（2014年）と比較して豊津・江坂・南吹田地域及び千里ニュータウン・万博・阪大地域では高齢化率が低下していますが、吹田市全体では高齢化率が上昇しています。

### (2) 地域包括ケアシステムの構築と包括センターの役割

高齢化の進行に伴い、高齢者が尊厳を保ちながら、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）が必要です。

本市での地域包括ケアシステムの構築に当たっては、第6期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、包括センターを、地域包括ケア

システムの中核機関と位置づけ、「身近なところでの相談支援機能の充実」「各地域で開催される地域ケア会議を活用したネットワークづくり」「包括的なケアを行える体制の構築」の3項目を主な目標として掲げ、取り組んでいきます。

具体的には医療と介護の連携や、認知症高齢者への支援、介護予防、包括センターの機能強化等に取り組み、医療、介護、介護予防の取組を相互に連携させながら展開していくことにより、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

## 2 平成27年度（2015年度）取組内容と平成28年度（2016年度）取組計画

### （1）平成27年度（2015年度）の取組内容

平成27年度は介護保険制度改正に伴う対応を中心に、包括センターの機能強化に取り組むとともに、地域ケア会議等を継続して実施することにより、サービス圏域ごとのネットワークの構築に努めてまいりました。

ア 介護保険制度改正に伴う「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けた検討会議等を開催し、併せて支援を要する高齢者の増加に伴い、身近なところでの相談支援が可能となるよう、平成28年度から包括センターを15か所整備しました。

イ 委託型包括センターに対して、公正・中立性の評価（評価期間：平成

27年4月1日～9月30日)及び包括センター業務に関する自己評価(評価期間:平成27年1月1日～平成27年12月31日)を実施しました。

評価の結果、委託型包括センターが設置されて3年半が経過する中、どの事業所も概ね適正に事業を実施しており、身近なところでの相談支援ができる場所として地域に定着している状況が確認できました。

ウ 直営型包括センターが参加する地域包括支援センター連絡会を毎月開催し、運営方針等を検討するとともに、各包括センター長が参加する地域包括支援センター長会議を毎月開催し、包括センター間の活動交流、運営方針の提示等を行いました。

エ 各包括センターの専門職員による高齢者虐待対応評価会議、介護予防の推進に関する会議、包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する会議等の専門部会を定期的に開催し、事業の推進と職員の専門性の向上に努めました。

オ 包括センター職員の資質向上等については、大阪府主催研修等の外部研修に積極的に参加するとともに、職員研修として「地域づくりによる介護予防事業の展開」をテーマに平成28年3月31日に実施しました。

カ 包括センターの役割をより多くの市民に周知し、包括センターの利用を促進するため、「吹田市ホームページ」、「市報すいた」、「コミセンだよりの」や関係機関の広報紙への掲載、介護予防講演会、出前講座、認知症

サポーター養成講座等の場を活用し、市民への周知を行いました。

また、地域で高齢者を支援されている方へも、地区民生・児童委員会議等、地域で活動する団体の会議等を活用して周知を図りました。

キ 地域包括支援センター運営協議会全体会を開催し、関係機関・団体推薦、市民公募等の方法による幅広い委員の参加のもと、包括センターの運営状況の検討や活動の評価等を行いました。

## (2) 平成28年度(2016年度)の取組計画

平成28年度は、地域包括ケアシステムの構築を目標に掲げ、介護保険制度改正への対応を中心に進めるとともに、包括センターの機能強化に取り組んでいきます。

### ア 介護保険制度改正への対応

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けて包括センターの体制を整備し、平成29年度(2017年度)から事業を実施できるよう関係部局と協力して取り組んでいきます。また、介護保険法の自立支援の理念や介護予防の推進、サービス整備圏域でのネットワーク構築のため、地域ケア会議の充実を目指します。

### イ 包括センターの機能強化

高齢福祉室が基幹型包括センターとなり、サービス整備圏域ごとに直営型包括センターと委託型包括センターが連携して高齢者への支援を実施していますが、今後も包括ケアシステムの中核機関としての役割を担

うため、業務内容や人員体制等の検討を行うとともに、地域包括支援センター運営協議会等による評価や、業務におけるPDCAマネジメントサイクルを重視し、より効果的な運営を目指していきます。

#### ウ 委託型包括センター業務に関する評価

公正・中立性を確保しながら直営型包括センターとの一体的な運営の実施を目的とし、委託型包括センター業務に関する評価を行い、支援を実施します。

#### エ 包括センター間の情報共有等

包括センターの運営方針等を検討するため、直営型包括センターが参加する地域包括支援センター連絡会を毎月開催します。また、包括センター間の情報共有や活動交流、運営方針の提示等を行うため、各包括センター長が参加する地域包括支援センター長会議を毎月開催します。

#### オ 事業の推進・専門性の確保等

包括センター職員による事業の推進、資質の向上、困難事例への対応、専門知識を習得することを目的に、各包括センター職員により専門部会等を定期的に開催します。また、包括センター職員を対象にした、職員研修会等にも参加します。

#### カ 包括センターの周知・啓発

包括センターの利用を促進するため、広報や講演・講座を活用し周知に努めます。また、地域で高齢者を支援されている方へは、関係する地

域活動団体の会議等を活用して周知を図っていきます。

#### キ 包括センターの運営状況の評価

地域包括支援センター運営協議会全体会を開催し、包括センターの運営状況の検討や活動の評価等を行っていきます。

### 3 包括的支援事業

#### (1) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な介護・保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的としています。

#### ア 地域におけるネットワークの構築について

本市は、介護・保健・医療・福祉、並びに地域における関係機関（以下「関係機関」という。）の円滑な連携のもと、支援を要する方々に効果的に包括的な支援が行えるよう、それら関係機関のネットワークの形成及び推進を図ることを目的として吹田市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置しています。

地域ケア会議は三層構造になっており、各機関の代表者により構成され、意見を集約する報告会（年1回開催）と市内の6ブロックから出さ

れた意見を調整し、地域の社会資源を活用・開発する調整会議及び6ブロックごとのブロック別会議（定例会・随時会）があり、その他に研修会を年1回開催しています。

平成27年度は年3回調整会議を開催し、ブロック別定例会は市内6ブロックごとに各包括センターを事務局として、各ブロック年5回、吹田市全体では合計30回開催しました。ブロック別定例会では事例検討を中心に行っており、個々の事例を通して要援護者等の実態やニーズの把握並びに介護・保健・医療・福祉サービスの総合調整を行っています。

ブロック別定例会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、自治会連合協議会、居宅介護支援事業者、介護保険サービス事業者、民生・児童委員協議会、地区福祉委員会、社会福祉協議会、保健所、包括センターが一堂に集まる会議であり、地域の関係機関が集まることで、地域で起こっている様々な問題を共通の認識とし、支援を必要とする高齢者を発見して適切な支援につなげるネットワークの場になっています。

平成27年度は、テーマに沿った学習会や高齢者虐待防止への取組など、各ブロックごとの地域課題に取り組んでまいりました。

平成20年度（2008年度）からは、ブロック別定例会だけでなく、虐待など支援困難事例の検討を随時に行う会議として、ブロック別随時会を開催しています。ブロック別随時会は関係機関等が参加し、お互いの連携のもと、具体的な支援の方策の検討及びサービスの調整を行い、介護支援専門員を直接支援することを目的としています。

平成27年度は、ブロック別随時会を2回開催しました。支援にかかわる関係機関から専門的な意見を聞くことができたので、その後の問題解決につながったものと考えています。



平成28年度においても、包括センターが事務局として事例検討や社会資源の学習等を行い、地域の関係機関の人的ネットワークと情報のネットワークの推進や地域課題の解決に向けた取り組みを進めていきたいと思えます。

#### イ 高齢者の実態把握

高齢者や家族等からの支援を求める声を待っているだけでは地域に存在する問題やニーズを発見することはできません。家庭訪問や地域活動への積極的な訪問・参加により情報収集する必要があります。また、地域ケア会議等を通じて、地域の関係機関との顔の見える関係づくりを行い、情報が寄せられやすい体制を構築していきます。

地域住民の福祉に関する相談や支援を行っている民生・児童委員は地域の様々な問題を把握しています。平成27年度は、包括センターの職員が各地区の民生・児童委員会議に出席し、連携を図っており、平成28年度についても同様に連携を進めてまいります。

また、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（以下「CSW」という。）は、「住民の地域福祉活動を支援し、住民と共に個別支援を担うワーカー」という役割を担っており、小地域ネットワーク活動等の地区福祉委員会活動を支援しています。

CSWは、日頃より地区福祉委員等と密接に連携することにより、地域での問題点やニーズを把握しており、CSWと包括センターが連携することにより、解決への糸口を見いだすことができた事例もあり、引き続きCSWとの連携強化を図ります。

## ウ 総合相談支援

総合相談支援については、地域に住む高齢者等の様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的なフォローを行います。包括センターには、当事者、家族・親族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて様々な相談が寄せられます。相談の最初の段階では、相談者との信頼関係の構築が重要であり、相談者の抱えている問題を受け止める必要があり、相談者が抱えている問題や状況を的確に把握したうえで緊急性の判断を行います。

緊急性の判断レベルについては、レベル1からレベル4までの4段階に分かれており（地域包括支援センター運営マニュアル2012長寿社会開発センター発行）、レベル1は一般的な情報提供、レベル2は必要な情報提供、関係機関や団体等の紹介・つなぎ、レベル3は継続的な関与、訪問面接等、レベル4は危機介入を想定しています。そして、問題が各段階のいずれの状況にあるかを判断したうえで、場合によっては事例ごとに対応できるチームを編成し対処します。

情報提供については、各種制度の案内や資料を収集し、各種サービスや高齢者施設の案内等、様々な情報を紹介しており、専門的・継続的な関与・緊急の対応が必要と判断した場合は、相談者だけでなく、当事者、家族や関連する機関から情報を収集し、社会福祉士、主任介護支援専門員と保健師が協議したうえで今後の支援計画を策定します。

総合相談で受けた事例の支援策については、初期相談の記録や収集した情報を記した「利用者基本情報」をもとに課題を明確にし、提供すべき情報や連携すべき関係機関等を視野に入れたアセスメント（問題把握）を行って策定します。その後、策定した計画に基づき、サー

ビス提供機関や専門相談機関への紹介を行いますが、紹介後も継続的な支援のためのモニタリングを行っています。継続的な支援を行うために、「利用者基本情報」と経過を記した「支援・対応経過シート」を総合相談台帳として整備し、状況や経過を職員で共有しています。また、虐待等の緊急に介入が必要な場合には、包括センターと関係機関が連携し、迅速に対応する必要があります。

平成28年4月から包括センターが15か所となり、より身近な所で相談を受ける体制が整いました。平成27年度の総合相談支援事業の実施件数は12,810件ですが、平成28年度についても、高齢者が自分らしい生活を継続するために、地域や家族の特性を踏まえた支援を行っていきます。

## (2) 権利擁護業務

独居等の認知症等高齢者で、世帯内に適切な意思決定を行える人がいない場合や、虐待やリフォーム詐欺など他者からの権利侵害が疑われる場合等のように、高齢者が地域生活において困難を抱えた場合には、地域の住民や民生・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等にもつながらず、問題を抱えたまま生活している場合があります。権利擁護業務は、困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から支援を行うものです。

### ア 高齢者虐待への対応

地域において高齢者虐待を防止するためには、個々の被虐待高齢者への

対応とともに、予防や早期発見に向けて「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築等が必要です。平成27年度も従来と同様に、高齢者虐待防止啓発用パンフレット等を活用し、介護保険事業者や民生・児童委員等の関係者に配布するとともに、出前講座等で広く市民への啓発を行いました。

また、地域におけるネットワークの構築を図るため設置している地域ケア会議は、大阪弁護士会や吹田警察署、民生・児童委員協議会等の参加を得て「高齢者虐待防止ネットワーク」としての役割も担っています。平成27年度第4回地域ケア会議ブロック別定例会では、全ブロックにおいて共通の高齢者虐待に関する事例を通じグループワークを行い、高齢者虐待対応の紹介や包括センターの役割、高齢者虐待に対する正しい理解と早期発見の重要性等の啓発を計227名の介護支援専門員、介護保険事業者、地域の支援者等に行いました。

平成27年度には、高齢者虐待について74件の通報があり、うち54件を高齢者虐待と確認し、のべ1,236回の支援を行いました。具体的な高齢者虐待の対応については、48時間を目安に事実確認を行い、コアメンバー会議（※1）を開催し、市が虐待と確認した事例については、包括センター職員向けの「吹田市高齢者虐待防止マニュアル」を改正した「吹田市養護者による高齢者虐待防止マニュアル」を活用し、市と包括センターが協力し、市内の介護支援専門員や関係者の協力も得て早期支援に努めてきました。また、高齢者虐待対応評価会議（※2）（年6回開催）やレビュー会議（※3）（年2回開催）を通じて個々の支援事例の評価を行い、初動期の対応、モニタリング、終結の判断が正しく実施されているかの検証を行いました。

高齢者虐待のうち、夫婦間の虐待についてはドメスティック・バイオ

レンス（以下「DV」という。）にも該当するため、平成27年7月と平成28年3月に開催されたDV被害者に関連する部署の連絡会議に参加し、大阪府子ども家庭センターや吹田市男女共同参画室等の関係機関との連携を図りました。男女共同参画室や、生活保護担当課である生活福祉室とともに「高齢者虐待対応に係る地域包括支援センターとの事務連携マニュアル」を作成し、他部署とも連携して、高齢者虐待の解消へ向けて迅速に対応を行っています。

また、高齢者虐待被害が原因で、居宅からの保護が必要な自立度の高い介護保険非該当者を対象としている吹田市高齢者虐待対応短期入所生活介護事業については、平成27年度は、1件の利用がありました。

平成27年度については、「吹田市高齢者虐待防止マニュアル」を法改正等に対応して改訂し「吹田市養護者による高齢者虐待防止マニュアル」を整備しました。具体的な支援に当たっては、引き続き必要に応じて地域ケア会議ブロック別随時会を開催し、高齢者虐待対応の関係機関や専門家等の支援も受けて、高齢者やその養護者への支援を進めます。

※1 コアメンバー会議（高齢者虐待対応ケースコアメンバー会議）とは、通報受理後速やかに市の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定するための会議です。

※2 高齢者虐待対応評価会議とは、コアメンバー会議等で決定した対応方針の実施経過と状況を評価するため、2か月に1回定期開催する会議です。

※3 レビュー会議とは、モニタリングの漏れをなくすために高齢者虐待にかかわる全ての事例を見直し、対策や終結を検討するために年2回定期開催する

会議です。

#### イ 成年後見制度の活用について

認知症等により判断能力の低下が見られる場合には、権利擁護の観点から、サービスの利用や財産管理等の支援として、成年後見制度につなげることが必要です。

平成27年度は、成年後見制度利用について102件の相談があり、判断能力が十分でない認知症の高齢者等で4親等以内の親族がいない場合等に行う市長申立てについては、10件の申立てを行いました。関係機関との連携としては、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業利用者が適切に成年後見制度に移行できるように、担当者による連携会議を5回開催し、状況の把握や意見交換を行いました。また、成年後見制度の内容や相談機関の最新情報を掲載したチラシを作成し、増加する問い合わせに対応しています。

平成23年度（2011年度）より、成年後見制度の利用が必要な資力の乏しい市民を対象に、審判のための請求費や成年後見人等へ支払う報酬を助成しています。平成27年度は、審判のための請求費については2件、報酬については10件の助成を行いました。平成28年度からは、報酬の助成対象者の要件を広げ、制度の整備を行います。

平成28年度については、引き続き市民や地域・事業所等に対して成年後見制度の周知に努め、必要に応じて市長による申立てを行うとともに、本人や家族による申立てについても支援を行います。

## ウ 消費者被害の防止

認知症高齢者等は、悪質な住宅リフォーム、訪問販売、多重債務等の消費者被害にあう危険性が高いため、被害を未然に防ぐことが必要です。平成27年度については、高齢者や家族、介護支援専門員等から19件の相談があり、支援を行いました。平成28年（2016年）1月には、吹田市多重債務問題対策庁内連絡会に参加し、多重債務者の救済に関して必要な連絡調整を行いました。

平成28年度も引き続き消費生活センターや大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり等の関係機関と連携するとともに、吹田市多重債務問題対策庁内連絡会等のネットワーク会議にも積極的に参加し、消費者被害の防止に努めていきます。また、地域ケア会議等の機会があるごとに、啓発活動を行っていきます。

## エ 困難事例への対応

高齢者自身が支援を拒否する場合や、高齢者やその家族に重層的な課題が存在している場合などの困難事例の支援に当たっては、包括センターの各職種によるチームアプローチや地域の関係機関等様々なネットワークの協力が必要です。

平成27年度は、地域ケア会議ブロック別随時会を2回（山田・千里丘ブロック1回、千里ニュータウン・万博阪大ブロック1回）開催しました。その中の1例は、認知症高齢者を精神疾患の疑いがある家族が介護している事例について、具体的な支援・方策の検討を行いました。

平成28年度も引き続き、関係機関や地域ケア会議等の地域にある

ネットワークの協力も得ながら、必要な支援を行っていきます。

また、セルフネグレクト（自己放任）については、高齢者虐待防止啓発パンフレットを活用した啓発を市民や関係者に行っていきます。

#### オ 老人福祉施設等への措置の支援

老人福祉法においては、高齢者虐待等の場合に行う「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの入所措置等や、「環境上及び経済上の理由」による養護老人ホームへの入所等について市町村が措置を行うことが規定されています。

平成27年度は、「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームの入所措置が1件、居宅における介護等の措置が1件、環境上及び経済上の理由による養護老人ホームの入所措置を2件行いました。

平成28年度については、高齢者の生命や安心、安全な暮らしを守ることを念頭に、制度内容や事務手続きへの理解を深め、必要に応じて積極的に措置を活用し、支援を行っていきます。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメントとは、高齢者が住み慣れた地で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の協力、在宅と施設の連携など、地域における多職種相互の協働等を活用することをいいます。個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的な支援を実現するために、包括センターが地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を目的としています。



## ア 地域の介護支援専門員の日常的個別指導・相談及び支援困難事例等への指導・助言

包括センターでは、地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員から個別の相談を受けて、居宅サービス計画作成の助言、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地から対応しています。また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、包括センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行っています。

平成27年度の介護支援専門員からの相談件数は1,938件で、平成28年度についても、引き続き相談支援を行っています。

## イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域で活動する介護支援専門員を支援するため、地域のネットワーク構築が包括センターに課せられています。

情報交換・対人援助技術のスキルアップや勉強会を行い、介護支援専門員の支援を行うケアマネジャー懇談会を平成27年度は35回開催し、平成28年度も引き続き取り組みます。また、吹田市介護保険事業所連絡会居宅介護支援事業者部会実行委員会にも参加し連携を進めていきます。

介護支援専門員の資質向上を図る観点からも地域ケア会議を開催していますが、平成28年度も引き続き開催していきます。また、介護、医療、保健、福祉に係る地域連携ネットワークを構築し、居宅介護支援事業者に対する医療・保健知識の向上を中心とした育成支援を図ることにより、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域をつくること

を目的として、吹田市域ケアネット実務者懇話会を平成27年度は2回、ケアマネ塾は5回開催しています。平成28年度の取組については、在宅医療・介護連携推進事業に関する取組（28ページ）を参照してください。

#### 4 指定介護予防支援業務

介護保険認定申請の結果、要支援1、2の認定を受けた方を対象に要介護状態になることを予防するために、本人の心身の状況や本人及び家族の希望も考慮しながらケアプランを作成し、心身状態の維持・改善を目指した介護保険サービスを利用して、在宅生活が継続できるよう支援しています。

平成27年度3月末時点の要支援認定者数5,247人のうち、介護保険サービス利用者数は3,436人です。

包括担当数は1,169人、委託担当数（居宅介護支援事業所にケアプラン作成を委託）は2,267人で、委託率は66.0%です。

各包括センターの委託事業所への委託割合は8.7%～19.1%となっています。

また、平成27年度の終了理由で最も多いのは要介護への移行で63.5%を占めています。自立により終了した割合は14.0%で微増しています。

平成28年度も、要支援者が心身状態の維持・改善を目指したサービス利用ができるよう、居宅介護支援事業所の協力を得ながら支援に取り組んでいきます。

## 5 認知症支援に関する取組

平成27年1月に発表された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（※1）は、認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、7つの柱に沿って、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を推進しています。本市におきましても、第6期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成37年（2025年）を見据えた平成27年度～平成29年度の3か年計画）では、認知症高齢者等の支援は、地域で支え合って暮らすための重点課題の一つとして掲げ、これまでに取組んできました認知症サポーター養成講座（以下、「講座」という。）や認知症地域サポート事業（認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練）を通じて認知症についての理解を深める啓発、地域での見守りや支え合いについて地域主体で考える取組、地域での活動意欲のある認知症サポーター（以下、「サポーター」という。）交流会から発展した住民主体の活動への支援等の地域づくり活動、認知症の医療を行う医療機関との連携等に加えて、平成27年度の介護保険制度改正に伴い、地域支援事業に位置づけられた新規事業である認知症総合支援事業実施に向けて取組んでいきます。

※1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）は、厚生労働省が関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して策定しています。具体的な施策は以下のとおり。

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発の促進

- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及・啓発
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

#### (1) 認知症総合支援事業実施に向けての取組

平成29年4月に認知症初期集中支援事業（※2）を行うために委託事業者の選定に向けて、平成27年10月から、吹田市医師会や介護保険事業者連絡会等から協力を得て、認知症初期集中支援チーム設置検討委員会を開催しています。

平成29年4月に認知症地域支援・ケア向上事業（※3）における認知症地域支援推進員を配置するため、平成28年度に医療や保健・福祉の専門的な見地からの意見聴取の場を設置する予定です。

いずれも平成28年8月に公募し、同年10月にプロポーザル方式により委託事業者を選定する予定です。選定後は事業開始に向けて、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動について市民や関係機関への周知に取り組み、認知症の人やその家族に対して、できる限り早い段階からの支援を開始し、地域における医療・介護等の連携の推進を図ることで、認知症の人やその家族を支援するための体制づくり等これまでの取組をより実効性のあるものとして発展させていきます。

※2 認知症が疑われる人や家族に対して、医療職、介護職が訪問して状況を把握し、専門医に助言を受けながら支援方針を検討し、医療・介護サービス利用に向けて初期集中支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置事業。平成30年度（2018年度）までに全市町村で設置が義務づけされている。

※3 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援体制の構築、認知症ケアの向上を図るための取組の推進役である認知症地域支援推進員の配置事業。平成30年度までに全市町村で設置が義務づけされている。

## （2）認知症キャラバン・メイトの養成

地域や職域における認知症に関する啓発活動を進めていくために、講座の講師役となる認知症キャラバン・メイト（以下「メイト」という。）養成研修を全国キャラバン・メイト連絡協議会との共催や、平成25年度（2013年度）以降については大阪府等のメイト養成研修を受講することで、平成27年度末において、前年度末から19人増の219人が活動登録しています。

メイトは、講座の講師役という役割だけでなく、包括センターとともに地域ネットワーク構築の中心的役割を担ってもらうこともねらいとしています。介護保険事業者職員等からメイトになりたいという要望がある場合には、平成28年度も大阪府等のメイト養成研修を活用し、養成していきます。

## （3）メイトのスキルアップと組織化

年1回、フォローアップの機会として、認知症についての理解を深める学

習、講座の基本内容を踏まえ、受講対象者に応じた使用媒体の工夫等講座内容に関する交流、当該年度の市や各ブロックでの取組内容の共有等を図ることを目的に、メイト全体研修を実施しています。平成28年度も引き続き、全体研修を実施し、講座の企画、関係機関への働きかけ、講座内容の充実等スキルアップと地域ネットワーク構築の中心的役割としての意識の向上を図っていきます。また、必要に応じて、サービス整備圏域ごと（以下、「ブロック」という。）のメイト・ブロック会議を実施し、地域特性に応じた講座の企画等を行う等メイト同士の連帯感を培うための組織化にも継続して取り組んでいきます。

#### （4）認知症サポーターの養成

サポーター養成数は、平成27年度末で、前年度末から3,221人増の14,147人を養成することができました。今後の養成目標数は、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を指標に、平成29年度までに人口の6%にあたる21,700人の養成を目標として引き続き取り組んでいきます。

これまで、出前講座として依頼をいただく他、高齢者と接する機会の多い団体に働きかけて講座を行ってきましたが、平成27年度は、認知症地域サポート事業に取り組んだ西山田地区、岸部地区では地域住民等あわせて595人のサポーターが誕生しました。また、ブロックごとに市民対象講座を開催し、6会場で188人が受講しています。

企業・職域団体では、大阪府吹田警察署員対象に、平成22年度（2010年度）に続いて、2回目を開催し330人が受講しました。薬局や鍼灸師会からの依頼の他、メイトが企画して病院の医師、看護師、事務員等の医療

関係者等 313 人が受講、行政では新規採用職員・水道部職員、消防署員等 370 人が受講しました。

平成 28 年度は、包括センターごとの市民対象講座の開催、大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定を締結した企業等高齢者見守り事業者、行政の新規採用職員等、大学の多い市の特性を活かした大学生対象、小・中学校の児童・生徒対象等の教育委員会等の関係機関への講座開催を働きかけていきます。講座受講者にはオレンジリングが渡されますが、市報などを活用し、オレンジリングの周知・啓発も行っていく予定です。

#### (5) 認知症サポーターへの活動支援

##### ア サポーターフォローアップ研修

講座を受講した方を対象としたサポーターフォローアップ研修（講演会と活動報告の二部構成）を平成 25 年度に初めて開催して以来、年 1 回、定期的実施しています。認知症についてや、認知症の人やその家族を取り巻く現状や課題について理解を深めることで、サポーターとしての役割のふりかえりの機会とするとともに、個人や団体による活動報告等市民の方が行うことで共感が得られ、新たな地域活動への関心を呼ぶ等地域活動への関心の高まりがみられます。

平成 28 年度も継続して、サポーターのフォローアップ研修を実施するとともに、サポーターとしての具体的な活動を後押しするステップアップ研修等も検討していく予定です。

##### イ サポーター交流会

平成 25 年度第 1 回目のフォローアップ研修の後、市民公益活動セ

ンター（ラコルタ）との共催で、活動意向のあるサポーター交流会を積み重ねることで、平成26年度は、東山田地区では「おれんじの和」というグループが立ち上がり、山三地区では平成27年4月に特別養護老人ホームとの協働で集いの場（カフェ）の開設など地域での発展につながる事ができました。平成27年度は、身近な地域でのサポーターの仲間づくり、サポーター主体の地域活動への支援を行うためにブロック別サポーター交流会を14回開催しました。その結果、JR以南ブロックでは施設でのステップアップ研修やボランティア活動につながる取組について、千里山・佐井寺ブロックではカフェ開催に向けて検討を重ねているところです。

平成28年度も継続して、ラコルタとの共催によるサポーター交流会（ブロック別、全体交流会）を開催し、活動意向のあるサポーター同士の情報交換を通じて具体的な活動に結び付くような支援を行っていきます。

## （6）認知症の医療を行う医療機関との連携

### ア さわ病院認知症疾患医療センターとの連絡会

平成24年度（2012年度）から、概ね、年2回、さわ病院認知症疾患医療センター（※4）との連絡会を開催し、医師も含めての事例検討を行うことで認知症の病状の理解等包括センター職員のスキルアップにつながる取組や専門医療機関、かかりつけ医との連携方法等連携のシステムづくり、認知症総合支援事業実施に向けての意見交換や助言を得ています。

平成28年度も継続して、さわ病院認知症疾患医療センターとの連



絡会を開催し、認知症の予防から早期診断、かかりつけ医との連携や支援困難事例の対応、認知症総合支援事業実施に向けて等、様々な分野で適切な支援がより推進されるよう検討を行います。

- ※4 認知症疾患医療センターとは、認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として都道府県の指定を受けた医療機関。専門的な診断や周辺症状への対応の他、専門職研修会、地域住民への認知症に対する啓発活動や相談、地域における医療と介護の連携拠点として、包括センターとの連携強化を図ること等が役割である。

#### イ 吹田市医師会へのアンケート調査

平成26年度には、吹田市医師会の協力を得て、認知症の相談や診断が可能な診療所や総合病院を把握し、認知症支援に関するガイドブック（別冊：医療機関情報）としてまとめ、かかりつけ医のいない場合等の総合相談の際に活用していますが、平成28年度は、2年に一度の更新年度にあたるため、吹田市医師会の協力を得て、アンケート調査を実施予定としています。

### (7) 認知症の人及びその家族への支援

#### ア 認知症支援ガイドブック、認知症ケアパスの作成・普及

認知症本人・家族のニーズ調査の分析結果において相談体制の充実を望む声があったことから、平成24年度に認知症支援に関するガイドブックを作成し、総合相談での活用と合わせて、関係機関や医療機関への配付を行いました。平成27年度は、ガイドブックを更新する

とともに、「認知症ケアパス（※5）」を作成し、平成28年3月の市報に挟み込み、全戸配布した他、ホームページへの掲載、医療機関や介護保険事業者等広く市民や関係機関に情報発信しました。平成28年度は認知症支援ガイドブック・認知症ケアパスの情報更新を行います。

※5 認知症の人が、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかなど認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示すもの。

#### イ 居場所づくり

平成27年度には、介護保険事業者や市民団体が運営主体となって9か所の「認知症カフェ」（※6）が立ち上がっています。運営団体の相互交流の場として、交流会準備会が平成28年1月に開催され、平成28年4月に「吹田市認知症カフェ交流会」が発足しました。市や包括センターの役割として、交流会開催場所の確保や「認知症カフェ」の市民への周知等の後方支援を行っていきます。

※6 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う場。通常のカフェとの違いは、カフェ全体で認知症の人や家族が過ごしやすい環境をつくっていること。

#### ウ 認知症家族の会「吹田コスモスの会」との連携

平成27年度は、家族交流機会の拡大のため、総合福祉会館以外の会場での実施を提案し、平成28年3月には千里ニュータウンプラザ

での開催につながり、千里山地域からの新規参加者がありました。平成28年度も引き続き、講座や総合相談での「吹田コスモスの会」情報提供、交流会や役員会への参加を通じての認知症の人やその家族である当事者のニーズ把握をし、市の認知症支援施策への反映や相互共有等を図っていきます。

#### エ 認知症地域サポート事業（認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練）

吹田市全体で認知症高齢者や家族を見守り、支えていく仕組みを構築するための取組として、平成25年度は藤白台地区にて、平成26年度は千三地区にて、「認知症地域サポートモデル事業」を実施しました。

2年間のモデル事業を経て、平成27年度には、新規事業として「認知症地域サポート事業」（以下、「事業（訓練）」という。）を西山田地区、岸部地区において実施しました。西山田地区では、11月8日（日）108人が参加、岸部地区では、11月21日（土）107人が参加し、「知らない人に声をかけるには、とても勇気がいって難しさが身にしみましたが、経験できて勉強になりました。」「訓練とはいえ、声かけは緊張しました。本番ではどんな方かわからないので戸惑うと思いますが相手の気持ちに寄り添うように話しかけていきたい。」「地域ぐるみで、安心して暮らせるまちづくりに取り組んで居ることに感動しました。」等の感想が聞かれました。両地区とも事業（訓練）当日の講演会、終了後のふりかえりとして報告会・意見交換会を開催され、平成28年2月には、高齢者見守り体制づくり講演会にて地区の代表者が実践報告を行い、住民主体の取組として普及啓発を図りました。平

成28年度も引き続き、「認知症になっても安心して暮らせるまち吹田」の実現に向けて、住民主体の取組を進めるために5月市報にて事業(訓練)実施希望地区を募集します。

#### (8) 高齢者見守りネットワーク体制の構築

平成28年3月末現在、徘徊高齢者SOSネットワーク事業登録事業者は前年同月比から94か所増の449か所となっています。徘徊高齢者SOSネットワーク事業登録者数は、平成28年3月末現在、前年同月比53人増の121人となっています。平成27年度には徘徊高齢者SOSネットワーク事業を活用した捜索依頼は7人ありましたが、他市での発見・保護を含めて全員無事でした。平成27年5月には地域ケア会議にて、徘徊行動の心配がある高齢者の徘徊高齢者SOSネットワーク事業への登録勧奨、下着類や靴等への記名を促すなど行方不明になった際に早期発見につながる工夫について支援者である関係機関への啓発に努めました。

平成28年度も日常業務等をとおして高齢者支援事業者との見守り事業や、徘徊高齢者SOSネットワーク事業の事業者登録の促進に取り組むとともに、「大阪府高齢者にやさしい地域づくり連携協定」(※7)を締結した企業等の事業者登録勧奨を進めます。高齢者支援事業者との見守り事業や、徘徊高齢者SOSネットワーク事業に新規登録した事業者への講座の受講や、高齢者見守り体制づくり講演会への参加勧奨も働きかけていきます。

※7 認知症徘徊行動等による行方不明高齢者の早期発見・保護への協力や見守り等を通じた、高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、民間の協力事業者と平成27年9月に締結。締結している企業はコンビニ4社。

## 6 在宅医療・介護連携推進事業に関する取組

平成27年度の介護保険制度改正に伴い、地域支援事業に位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業（※8）は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを目的とした事業です。平成30年4月には、すべての市町村において、在宅医療・介護連携推進事業として8つの事業を実施することとなりました。

本市では、在宅医療と介護の連携を促進するため、在宅医療の現状について共通理解を深め、連携の方法や取組等について検討、協議、進捗管理を行う場として、平成27年度に「吹田市在宅医療・介護連携推進協議会準備会」（以下、「準備会」という。）を設置し、3回開催しました。

準備会は医療や介護関係者等10人で構成され、在宅医療・介護連携にかかる課題の抽出と対応策の検討を中心にすすめています。

平成28年度は、準備会で検討された在宅医療と介護の課題と対応策の具体化を推進し、医療と介護の連携を強化するために「吹田市在宅医療・介護連携推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置します。協議会は、医療や介護関係者等13名で構成され、年2回開催予定としています。また、従来から行っています「吹田市ケアネット実務者懇話会（※9）」を同協議会の部会として位置づけ、具体策の検討や推進を図っていきます。

※8 在宅医療・介護連携推進事業における事業項目

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

①～⑧までの項目について、平成30年4月には全市町村で取り組むことが必要である。また、地域の実情や①から⑧それぞれの取組の専門性に鑑みて委託も可能とされている。

- ※9 吹田市域の介護・医療・保健・福祉に係る地域連携ネットワークを構築し、居宅介護支援事業者に対する医療・保健知識の向上を中心とした育成支援を図ることにより、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域をつくることを目的として設置。